

企業主導型保育事業 運営ハンドブック



第9章 保育料の無償化

第4版

2026年（令和8年）9月改訂

公益財団法人 児童育成協会

こどもまんなか

目次

第9章 保育料の無償化	3
1.無償化の対象となる児童.....	4
(1) 3歳児から5歳児	4
(2) 0歳児から2歳児	5
2.施設利用給付費（無償化の給付費）	9
3.利用料の設定	10
(1) 0歳児から2歳児の利用料.....	10
(2) 3歳児から5歳児の利用料.....	10
4.無償化に伴う食材費（副食費）の取扱いについて.....	11
5.企業主導型保育施設の利用状況の報告	13
6.「一時預かり事業」「病児保育事業」の取扱い.....	14
(1) 確認の申請	14
(2) 「利用に係る領収書」及び「提供証明書」の交付.....	14

第9章 保育料の無償化

本事業における保育料の無償化（以下、「無償化」という）は、国の「子ども・子育て支援制度」の一環として実施されており、一定の条件を満たす児童に係る保育料相当額が助成金（施設利用給付費）として施設に交付されます。

具体的には、保育施設において保護者が負担する標準的な利用料（＝利用者負担相当額）を基準として助成額が算出される仕組みとなっています。

⚠ 無償化に関する注意事項

- ① 各施設で実際に利用者から徴収している利用料が、標準的な利用料を上回っている場合や下回っている場合であっても、助成金額は標準的な利用料を基準に計算されます。
- ② 無償化の対象となる利用者の利用料は、原則として「0円」に設定しなければなりません。
- ③ 企業の判断により、利用者から徴収する利用料を標準的な利用料（＝助成額）よりも低く設定している場合、その差額は保育の質の向上などに活用してください。なお、「施設利用給付費」の助成金として交付されるため、設置事業者の利益とすることはできません。
- ④ 理由のない利用料の引上げは認められません。真に必要な理由により、利用料を引き上げた場合、変更の内容及びその理由を施設内に提示する必要があります。

参照

企業主導型保育事業における幼児教育・保育の無償化について

https://www.kigyounaihoiku.jp/wp-content/uploads/2019/09/Doc_kigyousyudou_musyouka_190924-01.pdf

幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ 【2023年3月31日版】

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fbea17f8-33d0-4a70-8ea6-84f3402bad73/474dc4a1/20230929_policies_kokoseido_mushouka-new_08.pdf

施設等利用給付認定について

施設等利用給付認定とは、幼児教育・保育の無償化制度において、無償化の給付を受けるために市町村が行う認定をいいます。企業主導型保育事業の利用者については、事業主拠出金により無償化が行われる仕組みであるため、施設等利用給付の支給対象とはなっておらず、「施設等利用給付認定通知書」は、企業主導型保育施設における無償化の認定を示すものではありません。

なお、企業主導型保育事業の地域枠を利用する児童については、事業実施者が、市町村による子ども・子育て支援法に基づく保育所利用のための支給認定（教育・保育給付認定）を受けていることをもって、無償化の対象となる「保育の必要性」を確認することとされています。

そのため、地域枠の利用にあたり、教育・保育給付第2号又は第3号認定を受けていない場合には、新たに教育・保育給付認定を受ける必要があります。

1.無償化の対象となる児童

無償化の対象となる児童は、まず3歳児から5歳児で保育の必要性が確認された児童が該当します。一方で、0歳から2歳児までの児童については、住民税非課税世帯、生活保護世帯、又は里親に委託をされている場合に限り、保育の必要性が確認された場合において、無償化の対象となります。

また、無償化に関しては、施設の「増員」や「空き定員」の状況によって対象が限定されるものではありません。平成28年4月1日以降に増加した定員に限られるという取扱いではなく、所定の条件を満たす児童であれば、施設に在籍するすべての児童が助成の対象となります。

(1) 3歳児から5歳児

3歳児から5歳児の児童については、保育の必要性が確認された場合、すべての児童が無償化の対象となります。保育の必要性の確認については、以下のようになります。

■ 従業員枠の利用児童

従業員枠で利用する児童は、就労証明書等により保育の必要性が確認できる場合、無償化の対象となります。そのため、無償化の対象となるために、別途、市町村からの支給認定（保育認定）を受ける必要はありません。

■ 地域枠の利用児童

地域枠で利用する児童は、事業実施者と利用者の間に雇用関係がなく、保育の必要性（就労状況等）を客観的に判断することが困難です。

そのため、事業実施者は、児童が市町村による子ども・子育て支援法に基づく支給認定（保育認定2・3号）を受けていることをもって、無償化の対象となる保育の必要性を確認してください。

⚠ 施設の利用については、支給認定を必須とはしていません（就労証明書の提出でも施設の利用は可能）が、当該認定の要件を満たさない場合は、無償化の対象とはなりません。

支給認定についての注意点

- ① 月の途中で保育認定を受けた場合でも、認定を受けた月分から無償化の対象となります。
- ② 転居により転出届を提出した場合、転居先の市町村において、改めて保育認定を取得する必要があります。
※市町村ごとに認定基準が異なるため、転居先で保育認定が受けられない場合は、転居日以降、無償化の対象外となります。
- ③ 以下のケースにおいても、改めて保育認定を取得する必要があります。
 - ・保育認定の有効期間満了（有効期間の変更）
 - ・保育を必要とする事由の変更
 - ・氏名の変更 等

(2) 0歳児から2歳児

0歳児から2歳児までの児童については、住民税非課税世帯、生活保護世帯又は里親に委託をされている児童を対象としています。これに加えて、3歳児から5歳児の場合と同様に、保育の必要性が確認されていることが条件となります。

① 住民税非課税世帯

利用者及びその配偶者から「非課税であることを確認できる書類」の提出を求め、両者共に課税されていないことを確認することにより住民税非課税世帯であることを判断します。

税 額 の 内 訳		
	市民税	都民税
税額控除前 所得割額	¥0	¥0
税額控除額	¥0	¥0
所得割額	¥0	¥0
均等割額	¥0	¥0
年税額		¥0

⚠ 非課税であることの確認

住民税が課税されていないかは、非課税証明書等の「均等割」と「所得割」の両方の課税額が0円となっているかを確認してください。

■ 住民税非課税世帯であることを確認する書類の適用期間

「無償化」の判定に使用する住民税の課税情報は、判定する月によって適用される年度が異なります。

判定する時期	参照する課税年度	確認する住民税の情報
4月 ～ 8月	前年度の課税状況	前の年度の住民税非課税証明書など
9月 ～ 翌年3月	当該年度の課税状況	その年度の住民税非課税証明書など



「前年度」とは、4月1日時点での直近の課税年度を指します。

○ 例：2026年4月 ～ 8月の判定 → 2025年度課税情報を確認

「当該年度」とは、9月以降に新しい課税情報が反映されたものです。

○ 例：2026年9月 ～ 2027年3月の判定 → 2026年度課税情報を確認

■ ひとり親家庭における住民税非課税世帯の確認

◆ 無償化の申請に必要な書類

無償化の申請をするには、保育施設に以下の書類を提出する必要があります。

- ☐ 支給認定証（地域枠の利用者のみ）
- ☐ 保護者（監護者）の住民税が非課税であることを確認できる書類
- ☐ ひとり親家庭であることが確認できる書類

■ ひとり親家庭の確認

ひとり親家庭であるかどうかは、原則として、以下の方法により確認をしてください。

（ア） 児童扶養手当（いわゆる母子手当） 証書による確認

証書の「支給開始年月」欄に記載されている年月の前月以降を、ひとり親家庭の状況にあったとみなして差し支えありません。

（イ） 遺族年金証書による確認

証書の「支給開始年月」欄に記載されている年月の前月以降を、ひとり親家庭の状況にあったとみなして差し支えありません。

（ウ） 住民票謄本による確認（※（ア）（イ）による確認ができなかった場合）

利用者から住民票謄本（住民票抄本は不可）の提出を求め、ひとり親家庭であることを確認します。

この場合、住民票謄本の発行日以降を、ひとり親家庭の状況にあったとみなして差し支えありません。なお、住民票謄本での確認の場合は併せて以下の要件も満たして下さい。

- ① ひとり親家庭の状況にあることについて申立書を提出（書式に定めはありません）。
- ② 無償化の申請に際して虚偽の内容が含まれていたことが後に判明した場合、無償化されていた利用料については、本来負担すべき金額を遡って徴収することとなります。このことについての説明も必須となります。

⚠ ひとり親家庭となったことにより住民税非課税世帯となった場合は、その翌月から無償化の対象となります。また、住民税課税世帯となった場合については、その翌月から無償化の対象外となります。

② 生活保護世帯及び里親

生活保護世帯又は里親であるかどうかの判定は、利用月における利用児童の保護者の状況に基づいて行います。

また、利用児童の保護者が月の途中で生活保護世帯又は里親となった場合は、その翌月から保育料無償化の対象となります。なお、月の途中で生活保護世帯又は里親でなくなった場合は、その翌月から保育料無償化の対象外となります。（本取扱いにあたり、住民税の課税状況を確認する必要はありません）

【生活保護世帯】

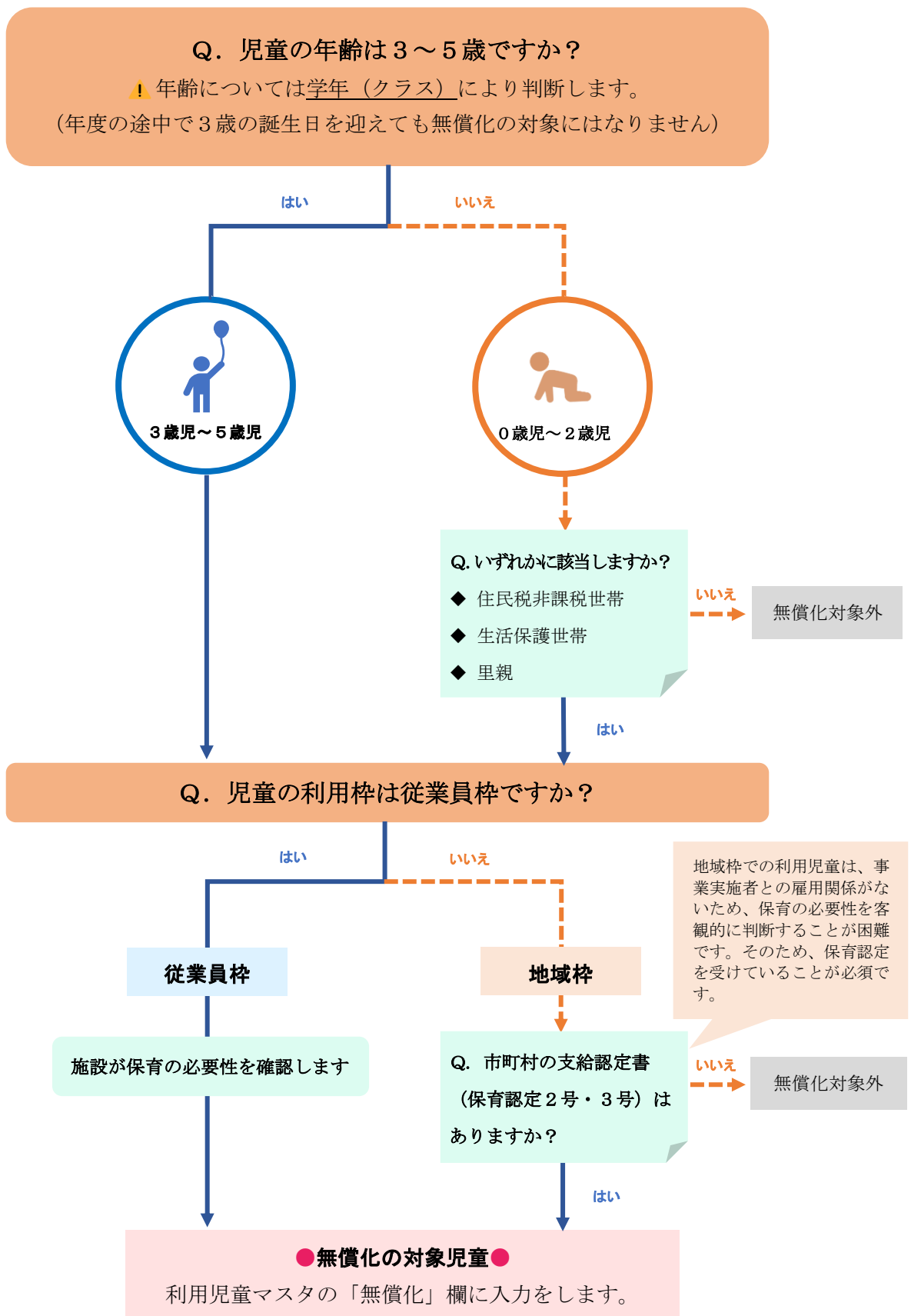
生活保護上の被保護者であるかどうかについては、利用者から「保護証明書」の提出を求め、当該書類を確認することにより保育料無償化の対象者であるかを判断してください。

なお、「保護証明書」は市町村において発行する書類となります。

【里親】

利用者が里親であるかどうかについては、利用者に「里親委託に係る通知等の写し」「里親委託通知書」の提出を求め、当該書類を確認することで無償化の対象であるかを判断してください。

■ 無償化のフローチャート



2.施設利用給付費（無償化の給付費）

「施設利用給付費」とは、企業主導型保育施設を利用する児童が無償化の対象となった場合に、当該施設へ交付される助成金を指します。施設利用給付費は、実施要綱の別紙4に示された基本分単価から控除する額（利用者負担相当額）を基準として交付されます。

■ 「施設利用給付費の助成額（利用者負担相当額）」

4歳以上児	3歳児	1.2歳児	0歳児
23,100円	26,600円	37,000円	37,100円

💡 月の途中で入所又は退所した児童、あるいは「定型的な利用のない児童（月15日以下の利用）」については、実際の利用日数に応じて助成額が算出されます。

◆ 「月途中の入所（退所）の児童」及び「定型的な利用のない児童」の施設利用給付費の算出方法

1. 週7日開所

年齢区分ごとの利用者負担相当額 × (その月の利用日数等 ÷ 30日)

2. 週6日開所

年齢区分ごとの利用者負担相当額 × (その月の利用日数等 (25日を超える場合は25日) ÷ 25日)

3. 週6日未満開所の場合

年齢区分ごとの利用者負担相当額 × (その月の利用日数等 (20日を超える場合は20日) ÷ 20日)

3.利用料の設定

(1) 0歳児から2歳児の利用料

0歳児から2歳児の無償化の対象となる児童の利用料については、設定した利用料から施設利用給付費（利用者負担相当額）を減額した金額を設定します。そのため、「無償化の対象となる児童」と「無償化の対象とならない児童」の2種類の利用料を設定し、保護者に説明をしてください。また、副食費については別途徴収することはできません。

(2) 3歳児から5歳児の利用料

3歳児から5歳児は、無償化前の利用者負担相当額から副食費（4,500円相当）を差し引いた額を利用者負担相当額としています。そのため、利用料とは別に副食費（4,500円相当）を徴収していただくことになります。

その上で、無償化の対象となる児童の利用料については施設利用給付費（利用者負担相当額）を減額した金額を設定します。「無償化の対象となる児童」と「無償化の対象とならない児童」の2種類の利用料を設定し、保護者に説明をしてください。

⚠ 短時間利用における利用料設定

利用料は、原則として通常の保育施設と同じ考え方で設定します。ただし、その方法で設定すると施設の運営に支障が出る場合には、児童の実際の利用時間や回数などの利用実績に応じて、利用料を設定することも可能です。なお、利用実績に応じて利用料を減額する場合は、利用料の金額の総額が、助成される「施設利用給付費」の合計額を下回らないようにする必要があります。

4.無償化に伴う食材費（副食費）の取扱いについて

■ 基本的な考え方

3歳児から5歳児については、「無償化の対象となる児童」か「無償化の対象とならない児童」にかかわらず、すべての児童の副食費を施設が徴収することとなります。

※ 0歳児～2歳児は副食費を徴収することはできません。

■ 副食費とは？

副食費とは、給食における主食（ごはん、パンなど）を除いたおかず・汁物・副菜などの食材費のことを指します。

■ 副食費の徴収対象となる児童

対象年齢：3歳児から5歳児

※ 主食費（ごはん等）については、施設ごとの方針により徴収可能です。

■ 副食費の額

- ・ 目安金額は、月額 4,500 円 程度とされています。
この金額は、従来の3歳児から5歳児の利用者負担相当額に含まれていた副食費の実績を基に設定されています。
- ・ 実際の副食費は、近隣の認可保育所の水準や、施設で提供される給食の材料費を参考に、適切な金額を設定する必要があります。
- ・ 人件費（調理員等）、厨房設備費、水道光熱費等の間接費は、副食費に含めて徴収することはできません。
- ・ 副食費を徴収する際には、徴収の目的、金額、理由について、書面で明示し、保護者へ説明・同意を得ることが必要です。

■ 保護者への説明

企業主導型保育施設が副食費を徴収するに当たっては、その使途・額・利用について書面での明示、利用者への説明・同意が必要となります。

■ 副食費の免除について

企業主導型保育施設は、企業が従業員に対して主体的に実施する福利厚生としての側面を有することから、副食費の免除の措置は講じないこととされています。なお、制度として副食費を免除する措置はありませんが、施設の判断により副食費の免除を行うことは可能です。

特別食や欠席児童の副食費の徴収額

① 副食費の徴収額は、利用児童を通じて均一とします。

アレルギー除去食などの特別食を提供する児童についても他の児童と異なる徴収額とする必要はありません。また、特別食の提供に係る人件費などを保護者に求めることはできません。

② 副食費の徴収額は、月額を基本とします。

土曜日に恒常的に施設を利用しない者や長期入院をしている児童の場合など、あらかじめ児童の利用しない日を把握し、給食準備に計画的に反映することが可能である場合には徴収額の減額も考えられます。なお、月途中の退園や入園の場合には、日割り等の減額調整を行っても差し支えありません。

5.企業主導型保育施設の利用状況の報告

子ども・子育て支援法施行規則第28条の14の規定により、企業主導型保育施設の利用者は、当該施設の利用を開始（入所）したときに、利用者が居住する市町村へ「利用報告書」を提出する必要があります。これは無償化の対象確認等のために必要な手続きであり、施設において、利用者の状況に応じた対応が必要です。なお、市町村への「利用報告書」等の提出は、原則として、企業主導型保育施設が利用者から報告書を預かり、企業主導型保育施設から利用者が居住する市町村へ提出していただくようお願いいたします。

報告に使用する参考様式は、企業主導型保育事業ポータルサイトからダウンロードできます。

■ 提出が必要なタイミングと様式

【1】各年4月に必要な報告

様式：企業主導型参考様式 その4

内容：各年、4月1日時点における利用児童の氏名、住所、生年月日を取りまとめ、児童の居住市町村へ提出します。

【2】新たに児童が利用を開始（入所）した場合

様式：企業主導型参考様式 その1

内容：新たに児童が入所した場合、速やかに児童の居住市町村へ提出します。

【3】児童が利用を終了（退所）した場合

様式：企業主導型参考様式 その2

内容：退所後1か月以内に利用児童の居住市町村へ提出します。

💡 小学校入学に伴い利用を終了（退所）する場合は提出不要です。

【4】児童の転居があった場合（居住市町村の変更）

様式：企業主導型参考様式 その1

内容：転居月の月内に転居後の市町村へ提出します。

💡 転居元の市町村への報告は不要です。

⚠ 「利用報告書」及び「利用終了報告書」は、利用児童の年齢、無償化の対象かどうかに関係なく、すべての利用児童が対象となります。

⚠ 「一時預かり事業」「病児保育事業」のみを利用する児童は報告の対象外です。

6. 「一時預かり事業」「病児保育事業」の取扱い

(1) 確認の申請

企業主導型保育施設が「一時預かり事業」「病児保育事業」を行うためには都道府県知事等への届出に加え市町村への確認の申請が必要となります。

「確認の申請」について

企業主導型保育施設は、まず都道府県知事等へ「届出」を行い、事業開始の許可を得ます。

その上で、市町村にも「一時預かり事業」や「病児保育事業」を実施することを通知し、地域の保育行政と連携を図るための確認手続きを行います。

この「確認の申請」が認められることで、自治体から施設等利用給付認定を受けた「一時預かり事業」や「病児保育事業」の利用児童は、「施設等利用費」の申請が可能となります。

(2) 「利用に係る領収書」及び「提供証明書」の交付

利用者が市町村へ施設等利用費を請求する際には、「利用に係る領収書」及び「提供証明書」を添付する必要があります。そのため、施設は利用者に対して、これらの書類を適切に交付してください。

💡 「利用に係る領収書」、「提供証明書」は企業主導型保育事業ポータルサイトから入手できます。

施設等利用給付認定とは

2019年10月の幼児教育・保育無償化に伴い、新制度に移行していない私立幼稚園、認可外保育施設、幼稚園の預かり保育などの利用者が、無償化の対象となるために必要な認定です。この認定を受けることで、施設等利用費の給付（無償化）を受けることができます。

■ 一時預かり事業（余裕活用型）の取扱いについて

企業主導型保育施設が実施する「一時預かり事業（余裕活用型）」は、児童福祉法上の「一時預かり事業（余裕活用型）」には該当しないため、

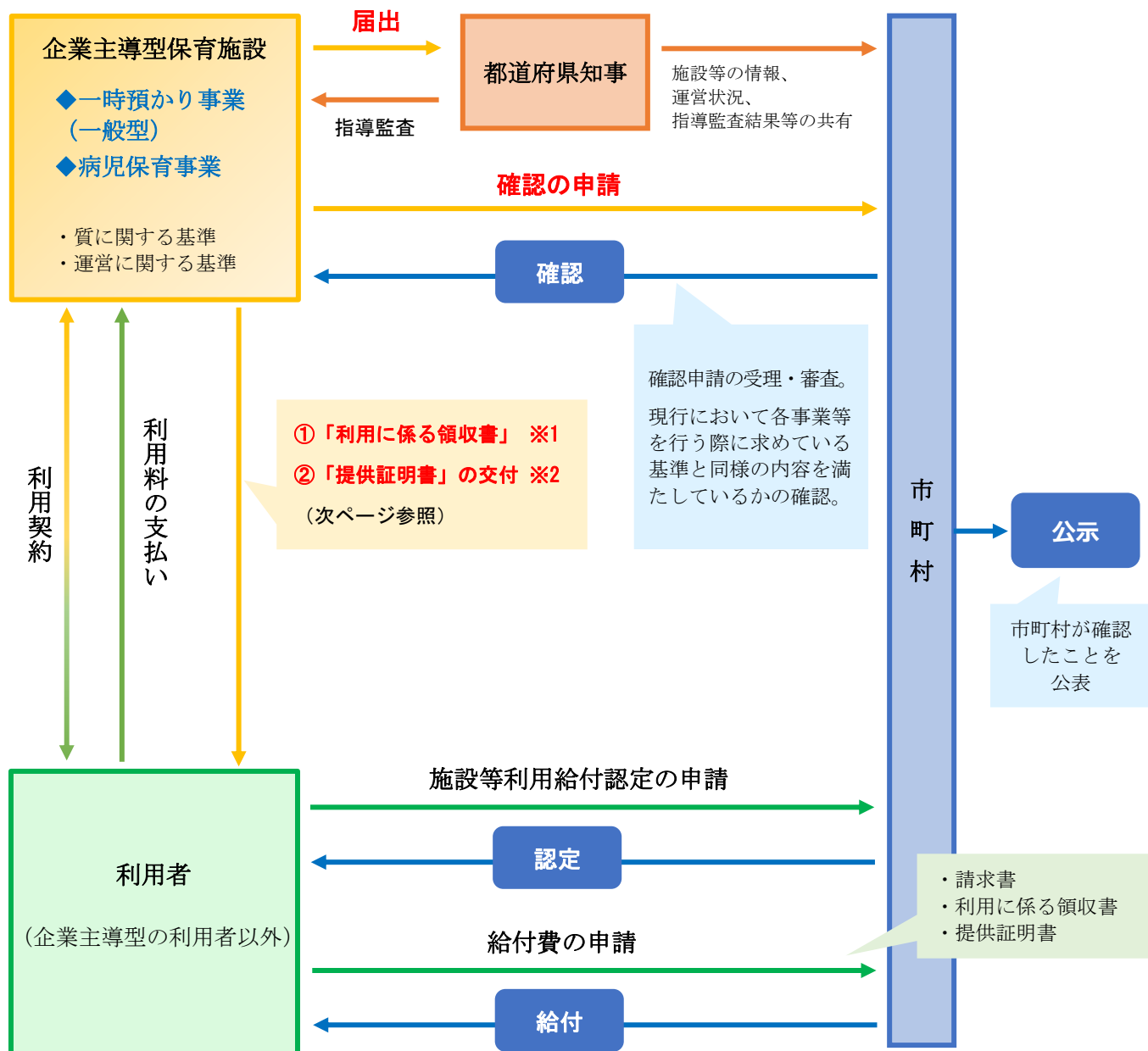
- 都道府県知事等への届出対象外
- 市町村による「確認」の対象外となります。

そのため、「一時預かり事業（余裕活用型）」は施設等利用費の対象外です。

利用者に対し、事前に十分な説明を行う必要があります。

💡 企業主導型保育施設の在籍児童が「一時預かり事業」「病児保育事業」又は「延長保育事業」を利用した場合、その利用料は無償化の対象にはなりません。

■「一時預かり（一般型）」「病児保育事業（病児保育・病後児保育）」の施設等利用費の給付に係る具体的な実務フロー



①「利用に係る領収書」※1 <参考様式1【特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証】見本>

【参考様式1】		別添様式
年 月 日		
特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証		
預かり保育事業・認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の利用料		
納入者 _____ 様		
ただし、特定子ども・子育て支援利用料（ 年 月分）として		
設置者名称 _____		
主たる事務所の所在地 _____		
代表者職氏名 _____ 印		
施設・事業所の名称 _____		
特定子ども・子育て支援 利用料の領収金額	円	（下記①の金額）
【特定子ども・子育て支援利用料の内訳】		
当該月分の利用料（保育料）として		円 ①
【特定子ども・子育て支援利用料以外の領収金額】		
日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等として		円
※認可外の居宅訪問型保育事業や子育て援助活動支援事業について、送迎のみの利用は対象外		

②「提供証明書」の交付 ※2 <参考様式2【特定子ども・子育て支援提供証明書】見本>

【参考様式2】				別添様式								
特定子ども・子育て支援提供証明書												
【令和 年 月分】												
認定 保護者	フリガナ	氏 名	住所 （〒）	法第30条の4の認定種別 □ 第1号 □ 第2号 □ 第3号								
（以下の記載は、「支援の内容」、「提供した日（提供日数）」、「提供時間帯」、「費用」がわかる書類の添付をもって替えることも可能）												
特定子ども・子育て支援の内容 （注）□にしき記入	提供した日（提供日数※1）	提供時間帯※2	費用※3									
☐ 幼児教育（認定こども園・幼稚園・特別支援学校）	日 ~ 日	: ~ :	円									
☐ 認可外保育施設	日 ~ 日	: ~ :	円									
☐ 預かり保育事業	日 ~ 日（ 日 ）	: ~ :	円									
☐ 一時預かり事業	日 ~ 日	: ~ :	円									
☐ 病児保育事業	日 ~ 日	: ~ :	円									
※1 提供日数は、預かり保育事業のみ記載※2 提供時間帯は、標準的な利用時間帯の記入でも※3 費用は特定子ども・子育て支援利用料の額を記入。												
上記のとおり認定子どもに対し、特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します。												
年 月 日		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">設置者名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">主たる事務所の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">代表者職氏名</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">施設・事業所の名称</td> <td></td> </tr> </table>			設置者名称		主たる事務所の所在地		代表者職氏名	印	施設・事業所の名称	
設置者名称												
主たる事務所の所在地												
代表者職氏名	印											
施設・事業所の名称												